新潟市告示第７７８号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第１８条第１項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお, 関係図面は告示の日から２週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成１９年１２月１０日

新潟市長　篠　田　　昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員（m）	延長（m）
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市南区庄瀬字川原畑 6913 番 1 地先から 新潟市南区庄瀬字川原畑 6551 番 1 地先まで	前	6.3～19.5	269.4
			後	6.3～37.8	269.4
県道	白根黒埼線	新潟市南区兎新田字江端 831 番地先から 新潟市南区庄瀬字川原畑 6551 番 1 地先まで	前	6.0～13.2	2,869.0
			後	6.2～16.9	2,869.0